

環境基本法「改正」と「公害犯罪処罰法」に関する 緊急アピール

1 環境基本法「改正」の動向について

私たちは「汚染なき脱原発」を目指し、放射性物質による環境汚染を防止するため「放射能汚染防止法（仮称）」の制定運動に取り組んでいます。

現在政府は環境基本法を改正して放射性物質を適用対象とする法案を国会に提出しています。

旧公害対策基本法以来、放射性物質は公害物質であるにもかかわらず、環境・公害関連法の規制から適用が除外されてきました。

環境基本法という「基本法」を改正するということは、これに関連する大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染防止法その他の環境・公害関連法を改正して、放射性物質の適用除外条項を廃止しなければならないはずのものです。しかし、今国会にこれらの関連法律の改正案は上程されていません。

このため環境基本法改正後は、環境基本法では放射性物質を公害物質としながら、具体的な公害関連法では放射性物質を適用除外にするという矛盾した事態が生ずることになります。

2 「法の空白」と国会の機能不全について

福島第一原発事故は、放射性物質を公害関連法から排除し、これに見合う法律もないという「法の空白」を背景に、危険な情報を無視、軽視するという無責任な体制が生み出したものです。

私たちは、国権の最高機関である国会が、永年にわたって法の空白を放置してきたこと、福島第一原発事故後も、まともな法律を作ることのできない機能不全に陥っていることを強く非難するものです。衆参両院はこれまでの怠慢を国民に謝罪し、緊張感を回復して立法作業に取り組まなければなりません。

3 「公害犯罪処罰法」の適用について

現行環境関連法の中で、今後の放射能汚染防止のために重要な役割を担う法律に「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」（略称「公害犯罪処罰法」）があります。放射性物質が環境基本法において「公害物質」と位置づけられる以上、放射性物質は当然に公害犯罪処罰法の適用対象となるはずですが。

この法律は1970年に「公害国会」において成立した法律であって、水俣病を始め公害の被害を受けた多くの人々が差別と偏見に抗して生み出した法律です。その第3条は「①業務上必要な注意を怠り、工場又は事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質（身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質を含む。）を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、2年以下の懲役若しくは禁固又は200万円以下の罰金に処する。」「②前項の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁固又は300万円以下の罰金に処する。」と規定しています。

この法律は「公害物質をばらまくことは犯罪である」という大原則を明確にしたものです。放射性物質をばらまく行為を犯罪として取り締まるための重要な法律です。

ただ、この法律を放射性物質に適用するにあたって改正を要する点があります。福島第一原発事故の被害の重大性を考えれば問題にならないほど刑が軽いこと、最高裁が「事業活動に伴って」の意味を狭く解釈し、有毒物質の漏洩事故について連続して無罪判決を出したため、骨抜きになって現在に至っています。これに対応した改正が必要です。また、危険性を指摘する情報がありながら、それを無視しても「想定外」の一言で責任逃れができるようなことを許さない法律にすることも必要です。

4 原発再稼働を止めるために「公害犯罪処罰法」の緊急改正を

今、停止中の原発の再稼働が問題となっています。福島第一原発事故の汚染が拡大し続け、事故原因の実体さえ明確でないにもかかわらず、安易な再稼働の動きがあるのは「事故が起きても責任がない」という無責任な法律制度に大きな原因があります。

福島第一原発事故は、今後も起こり得る事故の一つに過ぎません。法の空白を埋め、無責任な行いを止めさせるためには、厳しい責任を問う法律が必要です。

環境基本法が改正されようとしている今、放射能汚染から環境を守ろうとしているすべての人々が、放射性物質を「公害犯罪処罰法」に適用させ、以下のような改正を実現するため活動を展開するよう訴えます。

- ① 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律の「人の健康を害する物質」に放射性物質が含まれることを明記すること。
- ② 同法の「工場又は事業場における事業活動に伴って…排出し、」を「工場又は事業場から排出し」に改めること。
- ③ 刑事罰は無期懲役を含む放射能汚染の重大性に対応したものとすること。原子力関連施設の危険性に関する情報を無視ないし軽視して放射性物質を放出させた者には特に重罰を規定すること。
- ④ 刑事罰を現場責任者に転嫁することを防止するために、事業経営者、安全規制機関に携わる者の刑事責任を明確に規定すること。

2012年2月24日

「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会

〒060-0052 札幌市中央区南2条東1丁目

TEL 011-200-2206 FAX 011-200-2207

連絡先 佐藤 典子 (市民ネットワーク北海道内)

<構成団体>

生活クラブ生活協同組合 理事長 船橋奈穂美

NPO 法人北海道ワーカーズ・コレクティブ連絡協議会

代表理事 嶋 明美

市民ネットワーク北海道 共同代表 伊藤 牧子

佐藤 典子

堀 弘子

環境市民連絡会・札幌 代表 中島 和子

子どもの未来を守る市民の会 代表 石川佐和子

原発公害に取り組む札幌市民の会 代表 山本 行雄